情報ぎゃらりー

市役所 〒276-8501 大和田新田 312-5
☎483-1151（代表）

年末調整などで各保険料の納付済確認書が必要な人へ

１月下旬に以下の納付済確認書を送ります。年末調整などで事前に必要な人は各担当課へ連絡してください。

■国民健康保険料・後期高齢者医療保険料…国保年金課へ

■介護保険料…長寿支援課へ

国民年金保険料は便利でお得な口座振替で

国民年金保険料の納付は、納め忘れのない便利な口座振替をご利用ください。通常の振替日は該当月の翌月末ですが、①当月末振り替え、②６か月前納（４月、10月末振り替え）、③１年前納（４月末振り替え）、④２年前納（２年に１回、４月末振り替え）にした場合、割引があります。手続きは、年金手帳または納付書、預貯金通帳、通帳届け出印を持参し、口座を開設している金融機関や郵便局へ。なお振り替えが開始されるまでに２か月程度かかりますので、早めに申し込みください。

（国保年金課）

地区計画の案の縦覧

対象は、保品、神野、米本の各一部で行われている開発事業区域のもえぎ野住宅地区・もえぎ野文教地区・もえぎ野複合業務地区地区計画の決定図書と八千代緑が丘駅前地区、八千代中央駅北口地区地区計画の変更図書。市民と利害関係人は、11月29日㈭必着で意見書を提出できます。詳しくは市ＨＰ（ホームページ）をご覧ください。

▶日時　11月15日㈭～29日㈭午前８時30分～午後５時（土曜・日曜日、祝日を除く）　▶場所　都市計画課

県最低賃金が改正されました

10月１日から、県内の事業所で働くすべての労働者（パート・アルバイトなどを含む）とその使用者に適用される地域別最低賃金「千葉県最低賃金」が時間額868円から895円に改正されました。詳しくは千葉労働局労働基準部賃金室☎043-221-2328または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

（商工課）

生活保護基準の見直し

30年10月から３年かけて生活保護基準の見直しが実施されます。

今回見直されるのは、生活扶助費、母子加算、児童養育加算、教育扶助、高等学校等就学費です。

■生活扶助基準の例（月額）　３人世帯（33歳男・29歳女・４歳子の場合）…14万5,090円、母子２人世帯（30歳母・４歳子の場合）…13万3,760円、高齢者単身世帯（68歳の場合）…7万930円

生活扶助基準は、年齢・人数などの世帯構成によって異なります。また、住宅・教育・介護・医療扶助などは別に基準があります。　（生活支援課）

赤十字奉仕団バザーを開催

衣類・食料品・日用雑貨や、餅・赤飯・やきそばなどの販売を行います。雨天でも行います。

▶日時　11月25日㈰　午前11時～午後２時（売り切れ次第終了）　▶場所　福祉センター前　（健康福祉課）

募集 小・中学校講師

▶勤務内容　小学校での教科指導、中学校での教科指導（国語・英語・数学・美術）　▶勤務日　月曜～金曜日　▶募集人数　若干名　▶資格　教員免許を持っている人。詳しくは、教育委員会学務課☎481-0302へ

募集 育休代替栄養士

▶勤務内容　給食の献立作成や児童の栄養指導　▶勤務場所　八千代台西保育園　▶勤務日　月曜～金曜日午前８時30分～午後５時15分、土曜日は３週に１回午前８時30分～午後０時30分　▶募集人数　１人　▶時給　1,160円　▶資格　栄養士資格を持っている人。詳しくは、子ども保育課☎487-5114へ

保健

保健センター
〒276-0042 ゆりのき台2-10
母子保健課　☎486-7250
健康づくり課　☎483-4646

母子保健課 歯科相談（予約制）

お子さんの歯の手入れ、むし歯予防などお口の健康についての実習と、歯科衛生士による個別の相談を行います。

▶日時　毎月第４火曜日午後１時30分～４時（１人約30分）　▶場所　保健センター　▶申し込み　電話で同課へ

妊婦・乳児健康診査を受けましょう

母子健康手帳と一緒に交付した「母子健康手帳別冊」にとじられている「妊婦・乳児健康診査受診票」を利用し、妊娠中に14回、生後３～６か月と９～11か月に各１回ずつ、千葉県内の医療機関で健康診査が受けられます。

里帰り出産などで、県外の医療機関や助産所での受診を希望する人、転入などで市の受診票の交付を受けていない人は、電話で母子保健課まで連絡してください。

赤ちゃん広場

①４～５か月児、②９～11か月児、それぞれの月齢のお子さんを対象として、地域子育て支援センターなどの会場で開催しています。日程などを①は生後３か月頃に訪問する母子保健推進員、②は郵送でご案内しています。

▶内容　(1)体重などの計測と発達の確認　(2)離乳食や発達の目安、子育てのワンポイントなどの話　(3)お母さん同士の交流の時間　(4)遊び場や手遊びなどの紹介。対象児のいる転入世帯で参加を希望する人は、母子保健課まで連絡してください。

健康づくり課 食生活相談（予約制）

成人期・高齢期の食生活や栄養について栄養士が個別に相談を受けます。

▶日時　毎月第２・４火曜日午後１時30分～４時　▶場所　保健センター　▶持ち物　エプロン、三角巾、布巾（３枚程度）、飲み物　▶申し込み　電話で健康づくり課へ

簡単おいしいヘルシー！500kcalランチを作ろう

一食約500kcalメニューの調理実習と、メタボリックシンドローム予防について栄養士が伝えます。先着16人。

▶日時　12月13日㈭午前９時30分～正午　▶会場　保健センター　▶持ち物　エプロン、三角巾、布巾（３枚程度）、飲み物　▶申し込み　電話で健康づくり課へ

65歳以上の人を対象にしたインフルエンザ予防接種

対象者には予診票を送付しています。接種を希望する人は、予診票を委託医療機関に持参し、12月末までに受けてください。10月以降に本市に転入した人には申し出により予診票を送りますので、電話で健康づくり課へ。

胃がん検診は早めの受診を

がん検診の受診券の有効期限は12月末です。集団検診（バリウム検査に限る）には空きがあります。

個別検診は、期限が近づくと医療機関が大変混み合います。早めに予約をして受診してください。

一部予約が取れない医療機関がありますので、受診可能な医療機関に関するお問い合わせは健康づくり課へ。

成人歯科健診・後期高齢者歯科口腔健診を受けましょう

対象者には受診券を４、５月に送付しています。歯周病予防や口腔機能低下予防のため積極的に受診しましょう。

▶成人歯科健診　40歳以上の人。12月末までに受診　▶後期高齢者歯科口腔健診　今年度76歳を迎える人。12月28日㈮までに受診　▶問い合わせ　電話で健康づくり課へ

11月の献血

●18日㈰午前10時～11時45分・午後１時～４時30分、フルルガーデン八千代（八千代市献血推進協議会主催）

11月の納期

納期限は11月30日㈮
納め忘れのない口座振替が便利です
国民健康保険料……５期
介護保険料……５期
後期高齢者医療保険料……５期

火災・救急時には 119 番

救急車の適正利用にご協力ください

	10月	1～10月
出動件数	10月	1～10月
救急	789件	7,752件
火災・その他	137件	868件

火災場所の問い合わせは☎459-0119へ

夜間・休日急病診療

月～金曜日 19:00～翌8:30	内科系（小児科）☎482－6870
土曜日 17:00～翌8:30	外科系・その他の科目☎482－6871
日曜日・祝日 年末年始 8:30～翌8:30	歯科☎482－6872

◆急病のときは、まず、当番医で受診を

テレホン案内

※小児科・その他の科目・歯科は、日曜・祝日・年末年始の8:30～17:00のみ

つながらないときは、市役所☎483-1151か消防本部☎459-2441へ。当番医は、市ホームページでも見られます

やちよ夜間小児急病センター
東京女子医科大学八千代医療センター内
毎日18～23時 ☎458－6090
※23時以降は☎450－6000へ

具合が悪くなり、当番医での受診が必要か判断に迷う時などに看護師や医師が電話で相談に応じます。

【小児】こども急病電話相談
毎日19時～翌朝6時 局番なしの ☎#8000
※ダイヤル回線、IP電話、光電話からは☎043-242-9939

【小児以外】救急安心電話相談
平日・土曜18時～23時、日曜・祝日・年末年始9時～23時 局番なしの ☎#7009
※ダイヤル回線、IP電話、光電話からは☎03-6735-8305

けんこうかんりコーナー

No.527 原因はアレルギー

八千代市医師会
勝田台クリニック
久保田智樹

冬も近づき体調を崩し医療機関を受診したり市販薬を使用する機会が増える季節です。また、造影剤を使った画像検査を受けることもあるかもしれません。薬を使用後に皮疹などが生じた際「薬のアレルギーでは？」と心配になったり、医師に「薬のアレルギーです」と診断されるかもしれません。でも、それって本当に「アレルギー」なのでしょうか？「血液検査でアレルギーと診断された」という方もいらっしゃると思います。しかし薬剤に限らず「アレルギー」とは簡単に診断をつけられるものではなく、適切な検査を組み合わせ、その結果と症状・経過とを勘案して初めて診断がつくことが珍しくありません。薬を使用して生じた皮疹も、薬以外の原因（感染症や本人側の要因等）や、複数の薬剤の絡みで思わぬ代謝産物が体内で生じて起こる場合、薬剤やその代謝物が処理しきれずに体に蓄積して起こる場合等「アレルギー」以外にも様々なものがあります。安易に「薬のアレルギー」と決めてかかると、本当は使用しないといけない薬剤が使用されなくなる等の不利益を患者さんが被ることになりかねません。薬剤を含めた「アレルギー」の確定は、アレルギーを正しく理解している専門機関で行う事をお勧めします。